

消費税法改正に伴う電気料金単価の変更について

平素より弊社電力供給サービスをご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。

この度、消費税法および地方税法の一部改正により、2019年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられる予定です。

これに伴い、税率の引き上げ分を11月分電気料金から反映します。

なお、10月1日以降にご使用を開始されたお客さまおよび契約電力500kW以上のお客さまについては、10月分電気料金から新単価を適用します。

変更後の電気料金単価は、別途ご連絡いたします。

今後とも何卒変わらぬご愛顧のほど、お願い申し上げます。

【参考】料金算定のイメージ（低圧および高圧500kW未満のお客さま）

	9月検針日	10/1	10月検針日	11/1	11月検針日	12/1	12月検針日
■ 電気料金			10月分		11月分		12月分
■ 消費税		消費税 8%		消費税10%			

※9月のご使用分が含まれている10月分の電気料金については、消費税法上の経過措置に基づき現税率の単価を据え置くこととします。

以上